

# 高崎市からの要請内容について

## 【高崎市が指定要請している特例区域】

令和元年8月2日、高崎市より認定中心市街地内における次の箇所について第一種の特例区域として指定するよう県に対して要請がありました。

- ・高崎芸術劇場周辺地区及び高崎駅東口栄町地区

※高崎市から指定要請のあった特例区域案は、下記図面をご覧ください。

## 【特例区域指定により期待される効果（高崎市の要請より）】

○商業・オフィス施設の迅速な立地や、大型店の誘致を促進することにより、中心市街地における商業機能の強化、小売業年間商品販売額や歩行者通行量の増加、市民の買い物利便性の向上等が期待されます。

## 【周辺地域の生活環境について（高崎市の要請より）】

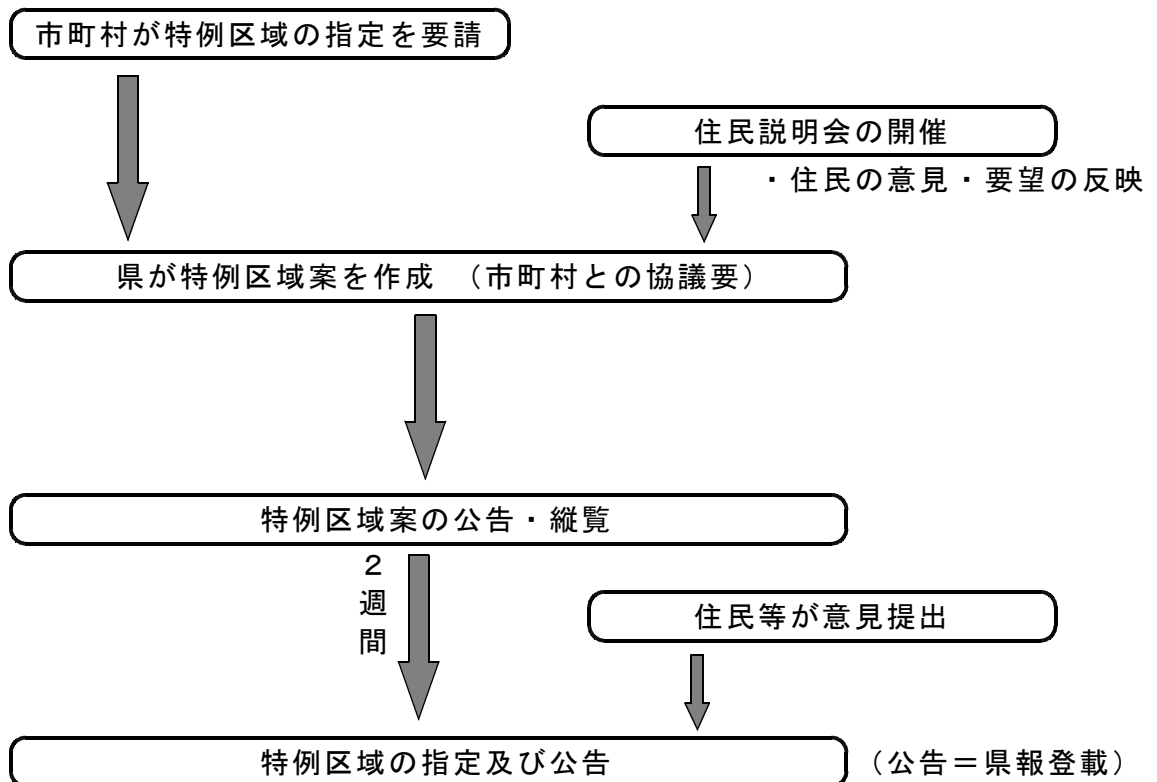
○指定要請した特例区域及びその周辺区域には、従来から様々な都市機能が集積しているうえ、公共及び民間の駐車場が多数整備されているため、大型店の進出に伴う交通渋滞等の生活環境の問題が発生する可能性は低いと考えられます。

○大型店の新設等に係る大店立地法以外の法令に関する手続きは従前どおり必要となります。また、特例区域内における大型店の設置者は周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をしなければならない、と中活法で規定されています。このことから、生活環境の保持については担保されるものと考えられます。

## 《 指定要請のあった特例区域案の位置及び範囲 》



# 特例区域指定の手続き概要について



※特例区域の指定・変更・廃止の手続きは、同じ流れで処理されます。